

令和 6 年度学長裁量経費採択課題（詳細内容）

教職実践力向上重点研究費

公募分野	代表者		テーマ
1	福祉講座	篠原 拓也	スクールソーシャルワーカーの価値に基づく実践モデルの提示
プロジェクト概要		学校教育の現場において、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）による支援の実績が伸びている。SSWは貧困や児童虐待などの学校外の問題と、いじめなどの学校外の問題の双方に関わって支援を展開するものでありその社会的意義はいっそう大きくなるものと考えられる。 とはいえSSW活用事業の開始は2008年度と比較的新しく、実践理論は充実しつつあるが、実践理論を支える基礎研究の発展は俟たれている（大塚2009）。特にSSWの理論と価値に関しては、権利の主体としての子ども観に基づく権利基盤アプローチが提唱されているものの、SSWを通して子どもの権利主体化を行う理論についての研究は俟たれているところである（内田2012）。 本研究は、SSWの理論的母体である社会福祉理論における主体形成論を基盤とし、子どもの権利主体化の過程をもつSSW支援の理論と実践モデルを示すことを目的とする。 具体的な手順として、①社会福祉理論の援助論における主体形成論の整理、②学校福祉論およびSSW論における権利擁護実践と①の参照、③①②の結果を踏まえた、実践モデルの提示を行う。 大塚美和子(2009)「スクールソーシャルワークの理論」日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワーク論：歴史・理論・実践』第2版, 学苑社, 61-74 内田宏明(2012)「スクールソーシャルワークの基本枠組み：構造・価値」『新スクールソーシャルワーク論－子どもを中心にすえた理論と実践』学苑社, 25-36	
研究の目的		本研究は、SSWの理論的母体である社会福祉理論における主体形成論を基盤とし、子どもの権利主体化の過程をもつSSW支援の理論と実践モデルを示すことを目的とする。SSW活用事業の開始は2008年度と比較的新しく、実践理論は充実しつつあるが、実践理論を支える基礎研究の発展は俟たれている。特にSSWの理論と価値に関しては、権利の主体としての子ども観に基づく権利基盤アプローチが提唱されているものの、SSWを通して子どもの権利主体化を行う理論についての研究が俟たれているところである。	

研究の方法	文献調査に拠った。手順として、①社会福祉理論の援助論における主体形成論の整理、②学校福祉論およびSSW論における権利擁護実践と①の参照、③①②の結果を踏まえた、実践モデルの提示を行う。 前期：2024年7月から10月下旬：文献調査の実施 社会福祉理論における主体形成論、学校福祉論およびSSW論における権利擁護に関する文献の入手、調査の実施 後期：2024年10月末から2024年3月：調査の公開とフィードバックを受けての修正 2024年10月末までに調査を完了し、結果を踏まえ、実践モデルを描出した上で、学会での報告等を行い、フィードバックを受けて可能な限り修正を行う。完成後、結果を学会誌投稿し、客観評価を受ける。
研究の成果	研究目的においては概ね計画通り実施し、学会誌に研究成果の一部をそれぞれ学会誌（全国誌）に投稿した。実践モデルに関する研究成果のほか、議論の体系的な位置づけ作業やSSWの前身である訪問教師の歴史の整理も含め、複数の論文を作成した。 なお、共同研究者の厨子健一が前期で退職したため、後期より個人の研究となった。 また、本研究の成果の一部に接続させつつ、SSW研究に関して科研費（若手研究，R7～R9）を申請し、獲得した。 ①日本福祉文化学会『福祉文化研究』への投稿 ⇒原著論文として採択され、現在印刷中 ②日本社会福祉学会『社会福祉学』への投稿 ⇒原著論文として、現在査読中 ③日本子ども家庭福祉学会『子ども家庭福祉学』への投稿 ⇒原著論文として、現在査読中